

第18回議会運営委員会記録

令和2年3月19日

【開催日】 令和2年3月19日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時38分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
委員外出席議員	河崎平男	委員外出席議員	山田伸幸

【執行部出席者】

総務部長	芳司修重		
------	------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	事務局次長	石田隆
主査兼庶務調査係長	島津克則	議事係書記	原田尚枝

【付議事項】

- 1 令和2年第1回（3月）定例会に関する事項について
 - (1) 追加議案について
 - (2) 議事日程変更案について
- 2 市議会アドバイザーについて・・・資料1、2
- 3 議会基本条例について
- 4 地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項について
- 5 庁舎耐震工事に係る本会議場の場所及び議会中継方法について
- 6 杉本保喜議員の政治倫理規定違反事件に関わる陳情書について
- 7 6月定例会日程案について・・・資料3
- 8 その他

午前10時 開会

笹木慶之委員長 どなたも、おはようございます。それでは、第18回議会運営委員会を開催させていただきます。山田議員と河崎議員の委員外議員の申出がありましたので、お諮りしますが、よろしゅうございますでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

（河崎平男議員、山田伸幸議員 着席）

笹木慶之委員長 それでは、付議事項に入ります。令和2年第1回（3月）定例会に関する事項についてであります。追加議案についてを議題といたします。芳司部長のほうから説明をお願いいたします。

芳司総務部長 おはようございます。3月定例会の終盤に差し掛かったところですが、取り急ぎ提出すべき議案が生じたので、そのお願いとなります。内容につきましては、固定資産評価審査委員会委員の任命についての同意案件になります。現在、固定資産評価審査委員3名につきましては、その任期がいずれも平成29年5月31日から令和2年5月30日までとなっております。当初、この3名全員の再任を予定していたところですが、そのうちの1名の方から退きたいという旨の申出がございました。このため、後任についての人選に時間を要したために、これまで提出がかなわなかったわけですが、ようやく案がまとまりましたので、今回提出させていただきたいと考えております。なお、議案につきましては既に用意しておりますので、また、改めて配布をさせていただければというふうに思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

笹木慶之委員長 以上、説明でしたが、御質問はございませんでしょうか。異議はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

(執行部退室)

笹木慶之委員長 それでは、2番目の議事日程変更案についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

原田議会事務局書記 ただいま執行部のほうから説明がありましたが、なお、本議案3件は人事案件のため、申し合わせ事項62により委員会付託を省略し即決となります。また、議案配布は、本日3月19日の全員協議会終了後に、議場で事務局のほうに配布をいたします。

笹木慶之委員長 本件について、御異議ございませんでしょうか。

奥良秀委員 先ほどちょっと聞けばよかったです、ちょっと山陽小野田市固定資産評価審査委員会っていうもの自体がどういったものか、もし分かれば教えていただければと思います。

笹木慶之委員長 ちょっと場違いの面がありますけど、いいですかね。

石田議会事務局次長 固定資産評価審査委員会でございますが、法律に規定がございます、固定資産税課税台帳に登録された価格に不服の申立てがあった場合に、それを審査するというためのものです。以上です。

笹木慶之委員長 それでは、ほかに異議ございませんね。(「なし」と呼ぶ者あり)はい、それではそのようにお願いしたいと思います。付議事項の2点目ですが、市議会アドバイザーについてということで、資料1と2が付いておりますが、事務局のほうから説明をお願いいたします。

原田議会事務局書記 すいません、あと議事日程変更案についてというのが、ちょっと(2)が飛ばされているかと思いますが。

笹木慶之委員長 すいません。ちょっと今さっき言ったつもりが漏れていました。すいません。(2)議事日程変更案についてを議題といたします。じゃあ、原田さん、説明をお願いします。

原田議会事務局書記 先ほど執行部から議案が提出されましたので、次第にありますとおり議事日程の変更案をお示ししております。変更点を下線で引いております。先ほどありました議案、同意3件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決ということで入れています。あと、2段目と3段目もアンダーラインが引いてあるんですけど、議案第49号は山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてです。この中に、この条例に基づき報酬を受ける非常勤職員として、農地利用最適化推進委員があり、今回この委員の報酬が改正の対象となるわけですが、この委員に水津治議員がなっておられます。したがって、地方自治法第117条にある議長及び議員の除斥、読み上げますと、普通地方公共団体の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない、に該当することになります。そのため、議事日程を案のとおり変更しております。対象となる議案と分けて行うこととなるため、付託議案（議案第49号）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決と、それを終えてから付託案件（議案第49号を除く）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決となります。それ以降はこれまでの議運決定のままとなっております。以上です。

笹木慶之委員長 ありがとうございます。今、議案第49号に特定案件があるために、分けて採決をするという手続について説明がありましたが、それについては、異議はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしと認めます。そのようをお願いいたします。はい。それでは、大きな2番の市議会アドバイザーについて。

石田議会事務局次長 固定資産評価審査委員会の委員の選任、3名ほどこの同意案件で上がってまいります。そして、この本会議場でこの3名が同意された場合、通常、例によりますと議場で挨拶を受けるということになっておりますが、現在、コロナウイルスの感染拡大という状況の中で、この3名について、今回については、議場での挨拶は控えたほうがいいのかなというふうにもちょっと思っておるんですが、その辺り、議運のほうで御協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

笹木慶之委員長 今事務局のほうから、現下の情勢下の中で、通常行われておる挨拶については控えたほうがいいんじゃないかという御提案というか、発議がございましたが、いかが諮りましょうか。

伊場勇委員 御挨拶いただけたら本当はいいんでしょうし、その挨拶の意味っていうのが、意思表示というかよろしく願いしますということだけであれば、今の状況を鑑みれば呼ばなくても、御挨拶いただかなくてもいいんじゃないのかなというふうに思います。以上です。

笹木慶之委員長 はい。そういう意見がございましたが、ほかには。

長谷川知司副委員長 伊場委員と一緒に、やはりあえて挨拶を受けるというその必要性は今ないかもしれませんが、ただ選ばれた委員が是非言いたいということがあれば、それは拒まないというスタンスでおっていいんじゃないかなと思います。

笹木慶之委員長 そういう意見もありましたが、ちょっと私のほうからお聞きますが、固定資産評価審査委員会委員の挨拶文というのは配布されるんですか。

石田議会事務局次長 議案の参考資料として、各委員の委員になるに当たりの抱負というものは添付資料として付いております。

笹木慶之委員長　そういうことで、御本人の意思表示はそういう形でされるということですが、再度お諮りしますけども、皆さん方の御意向によってどうするかということになろうかと思えますけど、いかがいたしましょうか。

山田伸幸議員　これがですね、今回の現下の情勢における特例だということが、委員長から一言あるべきだと思います。その点を是非、議会運営委員会のほうから議長のほうにそういうふうに申出が必要ではないかなと思います。

笹木慶之委員長　はい。ちょっと意味がよく分かりませんが、それは決定後のことということですよ。決定されればということですよ。ちょっと今その手前を行っていますので、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、今御本人の意思も書面で提出されますし、あえて出してもらわないということですが、今、御発言ございましたように、特殊事情の下で、こういうふうに決定したというふうに申し上げておきたいというふうに思います。では、2番の市議会アドバイザーについてを議題とします。資料1と2ということですが、事務局のほうから説明がございませうか。

原田議会事務局書記　市議会アドバイザーについてですが、平成28年3月22日に山梨学院大学大学院社会科学部法学部教授の江藤先生を市議会アドバイザーとして委嘱しております。資料1のほうにプロフィールを付けておりますので、こちらを御参照ください。また、平成29年5月25日に早稲田大学マニフェスト研究所事務局長中村健先生を市議会アドバイザーとして委嘱しております。江藤先生と同様に、資料2のほうにプロフィールを付けております。それぞれの先生お二方の経歴、役職等はそちらで御覧いただけたらと思います。今回は、アドバイザーの任期がこの3月31日をもって満了いたしますので、新年度についての

御検討をいただけたらと思い、ここにお示しをしております。以上です。

笹木慶之委員長 ただいま、議会アドバイザーのお二人についての説明がございましたが、本件について、御意見ございませんでしょうか。

山田伸幸議員 お二人の方の同意というのは得られているんですか。

石田議会事務局次長 はい、一応事前の内諾というのは頂いております。

山田伸幸議員 江藤先生については、この度、本来なら研修会が予定されておりましたが、できれば、是非、議会のほうに来ていただいて、講演なり交流なり、御意見を頂く場というのが何らかの形で必要ではないかなと思うんですが、そういうことも了解をされているということによろしいんでしょうか。

石田議会事務局次長 はい、それについては、御了解を得ております。

笹木慶之委員長 こういうことになってですね、お願いというか、それはあくまで文書で取りあえずやるということでお考えですか。決まった場合には、文書をもって相手方に。

石田議会事務局次長 このアドバイザーをお願いするというのは、委嘱状を作成しまして、先生にお渡しする。本来は、手渡しでするのがいいんですが、ちょっと委嘱状の交付のためだけに来ていただくことはできませんので、郵送でお渡しするように考えております。

笹木慶之委員長 今の流れそのものは最終的にはそういうことになるということなんですが、ほかにはよろしゅうございますね。では、付議事項の2番については、以上で終わります。3番目に、議会基本条例についてを議題とします。事務局のほうから、発言がありますか。

石田議会事務局次長 議会基本条例の検証を行うということで、以前、各議員の評価シート作成していただいて取りまとめをしたところです。それについて、それを基に検証されていかれるものとは思っておりますが、その検証方法について、以前の議運の中で御意見があったと思いますので、その辺りの検証方法について、御協議、御検討いただければと思います。

笹木慶之委員長 再度確認という意味で今言っていたわけですがけれども、本件については、既に、この取扱いについてということで、いろいろ意見を出してもらっておりまして、また、会派に持ち帰っての意見も踏まえてということになっておりますが、その後の動向といいますか今後どういう形でどうするのかという部分について、ひとつ御意見いただきたいと思いますが。よろしくお願ひしたいと思ひます。はい。

高松秀樹委員 今の話は、恐らく議運でするのか、それとも特別委員会を設置してするのかということだと思ひんですけど、原則から言うと、条例上は議会運営委員会であつてあるので、まず、議会運営委員会であつて本当に検証ができるかということをお議論すべきかなと思ひます。

奥良秀委員 当会派も、高松委員が言われたとおり、どこがやるかあつて最初はやっぱり議会運営委員会がやられて、その中で、例えば特別委員会に任せたほうがいいんじゃないかという意見が出れば、またそういうふうにしていけばいいのかなと。ただ、どの時点で任せて、どの時点でまた議会運営委員会のほうに意見を吸い上げてというような議論をまた進めていけばいいのかなと思ひております。以上です。

伊場勇委員 うちの会派も、議会運営委員会であつてしっかり検証するべきというところも、まずは必要であるというふうにお思ひております。進め方については、やはりその前文から、また1条1条議員皆さんから頂いた意見を基にしっかり検証していくという作業をまず行って、それからまた特別

委員会を作るかどうかというところは、その後の判断になるというふうに考えています。以上です。

笹木慶之委員長 今、お二人の方からは、ある段階までは議運で審議をして、そして、その後の問題としてということの特別委員会とのつなぎの話がありました。いかがいたしましょうか。

高松秀樹委員 ちょっとよう分らないのです。議運で最初やって、特別委員会になって、どういう意味なのかな。どういう現象が生じたら特別委員会に変わっていくのかなというのが分らないんですけど。

奥良秀委員 まず特別委員会ありきの話をしてはまずいとは思いますが、最初にやっぱり議会運営委員会の中でいろいろと検証しながら、いろんな意見が出ていますので、いろいろと検証すると。そういった中で、ここには、議会運営委員会の中には、議会運営委員会に入っていない方たちもいらっしゃいますし、その人たちの最初の意見もやはり反映していかないといけないということが出てくるのであれば、特別委員会を設置して、また幅広く他の議員の意見を聞くというふうなことをして、最終的に全議員の意見をまとめたものが、特別委員会で仮に作れるのであれば、それができたときに、また、まとめたものを議会運営委員会に上げて、これでいいものができればいいのかなというふうなことを会派の中で話をさせてもらいました。

高松秀樹委員 その方法は、手続的にちょっと問題あるのかなと思っていますし、でも言われたことはもつともで、原則議運と言いましたけど、例えば議運には無党派の方が入ってないですね。だから、今日、委員外議員で出席されていますが、委員外議員の出席を求めて、プラスアルファの人数で議運でやるという手もある。あるいは特別委員会でやる手もあるというふうに申し上げたつもりです。

笹木慶之委員長 ちょっと整理しますが、先ほど高松委員が言われた部分、補足がありました。新しい発言としてあったのは、議運でという話の中で論ずるならば、議運のメンバー以外の無党派の人たちの意見も聞く場を設けてという方法も取り入れながらという意見も実はあったわけです。少し動いたと思いますが、それを踏まえて。

奥良秀委員 今委員長が言われたことが今言おうと思っていたことなんで、はい。だからその二つの選択肢をまた議運の中でいろいろ考えながら、どうしていくかっていうことを考えていけばいいのかなと思います。ただ、やはり早くしないといけないんで、その辺はスピーディーにお願いしたいと思います。

伊場勇委員 私は、特別委員会って言った意味は、今いろいろ言われたことももちろんございますし、あと二つあるのが、やはりこの中身について、例えば政策提案とかはなかなかこう難しい部類に入ってきていますし、今、当議会はなかなかできてない部分でもあります。ただ、この議会基本条例をしっかりと作ってそれが物すごい進んでいるところもあって、ただその研究というのはなかなか詳しい知識と資料がないとなかなかできないっていうこともあるので、少し人数が多くて部会で分けるという作り方をしたほうがより精密なものになるし、ただ、もう一つは、特別委員会っていうのを作るに当たって、やはり議員の全員の意識も、やはりちょっと変える必要もあるんじゃないのかなというふうに思って。議運に呼んでお話しするのもひとついいと思いますし、ただ、それを特別というふうにするのが、またひとつ意識が少し変わってくれるのかなといった意味もございます。ただそれが、特別委員会じゃなきゃ駄目だっていう、僕は思いではなくて、そういう効果もあるんじゃないのかなというふうに思っています。以上です。

河野朋子委員 この条例の検証をするというのを、基本条例の中に入れ込んだときの位置づけっていうか、それをちょっと顧みてみますと、やはりこ

の条例が時代に合ったものとか、議会の今の現状に合ったものかどうかというものをチェックして、必要ならば条例改正、あるいはそういったことを話し合う必要が出てくるということで、この条例の中に入れ込んだというふうに記憶しているので、今言われるような緊急的なもの、これを基に更にこう発展させていって、議会の中で必要なことを研究したり発展させていくってというような深みを持たせるようなものをするのであれば、私はやはり何か別のステージでしないと。ここの条例に書いてあるっていうか、ここに規定してあるものはやはりこの条例を定期的に見直して変える必要があるものがあるかどうかとか、その辺のチェックがやっぱりここに規定した意味だと思うので、少しちょっと性質が違うのかなというふうに思ったんですよね。そのことはちゃんとしていかなくちゃいけないんだけど、それはまた別の何かこう研究会的とか勉強会的なものになると思うので、私はこれも年末ぐらいに皆まとめたんですよね。もう3か月ぐらいたっているんで、やはり、早くやるっていうことが大事だと思うんですよ。そうやってスピーディーにやろうと思えば、今からそれをどうやってやろうかっていう検討している場合じゃなくて、もう、着手する、もう、していて当たり前の今時期だと思うので、できるだけスピーディーにできる方法、議運でやるっていうことが一番スピーディーに動けるのかなと思いますし、先ほどの委員外議員のそういった参加ということも入れれば、議会全体の意見も反映できるということがあるので、ちょっと少し変えて、今の研究とか勉強とかそういうところも大事だと思いますけど、それはまた別のステージになるのかなと思ったんですけど、そこまで考えるとちょっと、すごく長期的なことになるので、取りあえず定期的な点検をしようと思えば、もうちょっと早くするほうがいいのかと思うと、議運で取りあえずそういったチェックをして、さらに、例えばそういう必要性がその中で出てきたとしたらっていうような。今、会派で特にそういった議論したわけじゃないんですけど、今の議論聞いていてそう思いましたので、意見として。

笹木慶之委員長 そのような原理原則的なところでの話がございましたが、い

かがでしょうかね。今言われたように、あくまでやっぱり議会基本条例の中には河野委員が言われたような形で、条例の見直し等については議運の中で検証するということが、まずは言われています。ほかの委員さん方も多分これを意識しながら発言されたんだろうなと思いますけど、やはり議運で今の検証をした上で、必要であればそういう場もまた必要かなというようなところの、ぼやっとしたものが見えてきたわけですけど、その辺りでもう本当に整理していかないと、前に進まないといけないと思いますけど、ひとつ積極的にこの取扱いについて、結論を求めたいというふうに思っていますけど、いかがでしょうかね、どうするか。

山田伸幸議員 私も、制定するときには委員に入りまして、そこで議論をして、やはり制定だからこそ特別委員会の意義があったと思うんですね。その中で、今後の見直しについては、議会運営委員会に託そうということで決めております。やっぱり基本はやはりそこだと思っています。先ほどスピーディーというふうなことがあったんですが、年末からも3か月もたつて、まだこれかなって。ついては、もう少し議運の中でもっと早く手を付けるべきだったというふうに思いますので、委員長のほうで、ほかの議員でも意見が言いたい人はというような門戸も広げた上で、議会運営委員会を基本に進めていただきたいと思います。

河崎平男議員 明政会の会派の中でも、基本条例に向けての資料を提出していただいた分がありますよね。これをまずやったほうがいいんじゃないかちゅうことで意見がまとまっておりますので、何からやろうということについては、委員全員が出していると思いますので、これを議運のほうで協議していただいたらというお願いであります。

笹木慶之委員長 そのような意見もございました。今までのことを振り返ってみますと、あえて一つだけ申し上げておきますが、各会派でまとめるときに、ランクづけの中で、非常にいわゆる両極端なものが出てきたということが大分言われました。私どもの会派だけではなく、ほかのところ

からもあったように聞こえていますが、そういったことをまとめて一つの方針を出しているというのは非常につらいというところがあるというような声も聞こえてきました。そういったことから端を発して、特別委員会がどうだこうだという議論にもなったかのように思いますが、それ乗り越えて今にあるわけで、したがって、やはり原理原則的に言えばやはり議運の中で一度精査して、そして、先ほど伊場委員からありましたが、次の段階にステップするようなことが、必要性が認められるならば、そういった議論の中から別の形を求めていくということも必要じゃないかなと。まとめてみるとそんな感じがします。ということで、ちょっと副委員長、どうですか。

長谷川知司副委員長 皆さんの意見をお聞きしますと、大事なのはやっぱりスピーディーにすると。ただ、今の議運の中で考えたら、様々な問題を抱えている中で、スピーディーにできるかどうかと。それはせんにゃいけんのですが、そうであれば切り離して、特別委員会でスピーディーにやっていただくというほうが、もう、私はいいと思います。

笹木慶之委員長 そういう意見もあるということで、これは皆さんの合意で決まるわけで、ばらばらになるとなかなか集約できませんが、やっぱりどっかで合意点を見つけて絞り込まないと前へ進めないというところになっています。

山田伸幸議員 もう提出から随分たっているんですけど、なぜ今までこのそ上に上がらなかったんですか。

笹木慶之委員長 そ上に上がっていないことはないわけですよ。上がっているわけ。ところが、手前の前さばきでいろんな意見が出るものですから、なかなかそこに、本論に入れなかったということなんです。だから、その部分をきちっと決めないと。

河野朋子委員 副委員長のほうから、議運にいろんな、そういった課題もたくさんあってと言われましたけど、これをやるって決めれば、何とか議運でできると思うので、もう4月からのスケジュールをきちんと作っていただいて、工程表を委員長と副委員長に出していただければ、私たちはそれに従って粛々と議論していくつもりでありますので、そこまで心配されなくても、特別委員会を作ったってまたその人たちはそれぞれのいろいろ委員会で問題を抱えているので、誰かが忙しくなるのはもうしょうがないので、この際、議運でやれと言われたらもう私たちはやりますので、その辺り、余り心配されなくてもいいと思うんですけど。

笹木慶之委員長 河野委員から大変力強い発言がありましたが、もちろん、誰かどっかで来るわけで、だからそれはちょっと論外としておきながら、やっぱり本則的に、原則的に、取り扱うということになれば、やっぱりこの決まりの中から推し進めていくことのほうがより妥当性があるというふうに思いますので、よろしゅうございますかね。そういう方向性で。

長谷川知司副委員長 先ほどもありました、議運でやることにやぶさかじゃないです。ただ、あの委員外議員、議運に属していない議員、その人達の声をどうするか。これをちょっと確認しておきたいなと思います。

高松秀樹委員 結局、議運でやるときの懸念事項っていうのは、会派の代表が集まっているんで、会派を形成されてない皆さんの意見はここには出ないということなので、先ほど申しましたように、会派に入っていないのが4人いらっしゃるんで、例えば、4人から2人ほど委員外議員として出席をしていただいて意見を言っていただく。さらに、議運は普通の委員会ではありませんので、代理出席もかありませんので、例えばこの案件に関しては、会派のうちのこの人が代理出席というのもできるはずですので、そこは柔軟に対応していけばより多くの意見は聞けると思います。

笹木慶之委員長 今、高松委員のほうからそのような意見もございましたが、

大体方向性が見えたような感じがしますけれども、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、最終的に議会運営委員会で、条例の見直し等という第34条に基づいた手続を進めていくということ。それから、委員外議員については、今御提案があったように、一応、無会派の方が4名いらっしゃいますので、そのうちの2名をそのときに出させていただいて、そして意見も頂くと。なお、代理も可能なので、それはうまく調整してほしいと。これまで付け加えて進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本件についてはそのようにさせていただきます。つきましては、早速ですが、後ほどこれからの取扱いについて、どう進めるかということについては、一応、正副委員長のほうで事務局と日程案を調整したいと思います。それについては、ひとつ御了解いただきたいと思います。なお、方向性が決まれば、おおむね先に御相談させてもらいたいと思います。はい、事務局のほうから何かございましたら。

石田議会事務局次長 それでは今、議会運営委員会で検証される、委員外議員を加えて検証をされる、ということでしたが、その委員外議員をどなたにされるかというのは、また、正副委員長等で御協議されるということによろしいでしょうか。

笹木慶之委員長 そうですね、そのようにしたいと思いますが、これは我々の意思ではなしに、4名の方で話をされて、やっぱり方向性を出してもらいたいというふうに思いますが、もう一度調整したいと思います。それでは、付議事項の3番目、議会基本条例についてのこれからの取扱いについては、以上のように決定いたしました。よろしく申し上げます。次に、4番目の地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項についてを議題といたします。本件はもう数回会議を行っておりますので、それから会派の皆さん方の考え方もまとめていただきながら出てきていますが、ただ、最終的なところまで行ってない会派の方もいらっしゃいます。これも、やはりそういう急ぐわけでもないがやっぱり急

がなくちゃならないということも含めて、やっぱり議論を深めたいと思いますが、御意見を頂きたいと思います。

高松秀樹委員 これは会派に持ち帰って相談してこいという話でしたので、会派の意見を申し述べると、契約金額の5%、そして1,000万円を超えない額ということで、会派では話し合いました。

奥良秀委員 令和では、私もちょっといろいろ厳しくは言ったんですが、いろいろな意見の中で結果的に一番決定打になったのが、前回お呼びしたときに芳司総務部長と森建設部長の答弁が一番キーになりまして、今の体制ではぜい弱であると。管理体制とか技術等の問題があるよということでは言われたんですが、今後、万全な体制を取られるという回答を頂きましたので、もちろん、万全な体制というのはどういうものかっていうのは、私にもちょっと今の段階では分かりませんが、市民の税金を預かっていろいろな事業を行う際に、議員とか議会の義務を一部手放すというのはいろいろ問題があるんですが、やはりこういうふうに万全な体制を取るっていう一歩前進した回答が頂けるのであれば、会派としてはそれを良しとして、180条の案に対しては賛成していきたいなど。ただ、これはあくまでこの体制がきちんとできたものによって引き渡すということであって、もしこれができないのであれば、廃案も視野に入れて、また動きたいなということで会派の中ではまとめました。1,500万円で動こうと思い、原案どおり賛成しようと思います。

伊場勇委員 明政会では、1,500万円はちょっと多いだろうっていう意見です。同等の人口、財政規模の市と並べるべきじゃないのかというところでもあります。もちろんそこには契約金額のパーセンテージと上限の金額をそれぞれ設けるというところでありまして、詳しい数字はまだ正直出てないっていうところが現状です。ただ、意向的には先ほど申したとおりということです。以上です。

笹木慶之委員長 ちょっと確認しておきますが、同等の自治体というのは、県内を前提としておられるわけですか。

伊場勇委員 県内の自治体はもちろんですけども、県外の自治体も視野に入れるべきだと思います。以上です。

河野朋子委員 全員一致にはまだ行ってない状態です。そもそも、専決に対して認めるべきではない、原理原則としてやはり議会をきちんと開いてというようなものがあるべきじゃないかっていうものが前提の上で、今回、会派の中で話し合ったときに、やはり執行部提案の1,500万円については、承知できないというところでは一致できたところでした。そこが一番一致できたところで、例えば認めるにしても、先ほど高松委員の会派からもあったように、パーセントと上限の金額を、伊場委員のところもですかね、そういうところをきちんと定めるべきというところで、やはり、ある程度自治体の規模などを勘案して、議運の中である程度一致できる数字があるんであればというような意見もありました。ですから、もう会派でこれとこれになりましたっていうような、きちんとしたものは出ませんでした。唯一、1,500万円というのは、ちょっと了承できないというところで一致しているところでした。

長谷川知司副委員長 みらい21では、まず、事業を遅滞なく進めていくため、これはやはりやむを得ないかなということでも理解しました。ただ、もう一つ、軽易っていうのは何を以て軽易というかということがございまして、1億5,000万円の契約であれば10%、15億円であれば1%なんですね。ですから、私たちの会派では、この軽易なっていうのを5%と見て1,500万円と5%、両方を超えない額ということで会派内では話し合いました。

奥良秀委員 あくまで179条で、もちろんこれをきちんとして、なおかつそれでもできないときに限っては180条というような中で、当会派は話

合いをさせてもらっています。また、180条で原案どおりということになっていますが、あくまで、報告の義務というのは執行部のほうには残っていますので、これを速やかに報告していただくと。この専決処分が必要なときに、180条の専決処分が必要なものに関しては、速やかに議会、議員に報告するというのもお願いしたいということで、ちょっと付け加えて報告させてもらいます。

笹木慶之委員長 意見がいろいろ分かれています、前回から少し進歩したかなという感じもしますが、まだまだこれは取りまとめる段階までは至っていないといえますかね。っていうのは、まだ、方向性の段階で中身を検討中というところもあるようですから、どうでしょうか。これはやっぱり再度持ち帰って、今日皆さんの意見が出ましたから、そういったことも踏まえた協議をしないと、ただ、自分ところだけで考えてもなかなか進まないと思います。

高松秀樹委員 いろいろ聞いてみると、方向性は180条について議会側も決議していこうという方向性なのかなということです。あとは金額、軽易なというこの捉え方の問題だけだと思うんですね。これ今、マックス1,500万円。我々が1,000万円で、ちょっとまだ金額ベースは決めてないところがあるんで、そこを各々が考えるしかないですね。方向性が一致しているんで、これ議運ですので、言葉はおかしいですけどどっかで折り合っていく必要もありますよね。そのときに、ある程度皆さん納得して妥協していかないと非常に困ったことになるので、今の段階で疑問点とかあればと思うんですけど。ただ、伊場委員が言われた同等な自治体っていうのは全く意味が分らないのです。同等の自治体で何を指して同等なのかっていう。同等な自治体と合わす必要があるのかとか、そういうことを会派の中でどのように議論されたのかをちょっとお聞きしたいと思います。

伊場勇委員 同等な自治体というか同等の財政状況といったところですか。全て

が真似すればいいってわけじゃないんですけれども、今までそういうふうと同じ財政規模でいろんな公共事業もやってこられたというところで、こういう180条に350万円だったり700万円だったり、そういった形で付けていらっしゃる。なので、そういったところの状況もしっかり研究するべきじゃないかという意味で、同等の都市の状況、財政状況が同じような都市の状況で、この制度を入れているところもしっかり参考にすべきじゃないかという意味で、そういうふうに申しました。

高松秀樹委員 最後と言われた、参考にすべきじゃないかというレベルの話だと思うんですよ。それを見て、我が市はどうなのかっていう参考にしかすぎない。これは、今、契約に関わるものと物品の製造に関わるこの2点なんですけど、例えば、もちろん、100億円の財政規模の自治体が100億円の建物は建たんです。そういうことを考えると、もう少しミクロな視点で、どういう建物を建てる可能性があるんだとかっていうそこをやっていかないと、いわゆる今言われるのは、昔よくはやった類似団体というやつなんです。類似団体と。類似団体と比べるってことはもう横並びでいきましょうよっていう話じゃなくて、我が市はどうなんだっていうやっぱり視点をきちんと持った上で、多い少ないを判断していく必要があるのかなと。いけないという話じゃないですけど、視点の一つとしてあるんですけど、そこでその金額は今会派の中で結論が出ないという話ですけど、やっぱりそこは早急に結論を出しながら、その結論を出さないところで話ができないんで、協議していけたらなというふうには思っています。

伊場勇委員 もちろん、これから本市が公共施設だったりとか、大きな金額の契約も予想されることはいろいろあることで、そういうこともしっかり参考にし、将来を見据えた上で、この180条についてはしっかり答えを出して、また次の議運には持ってこようというふうに思います。

河野朋子委員 さっきの財政規模の同等の団体っていうような意見があって、

私たちもそういうことは話が出たんですけど、というのは、まず執行部が提案されたときの理由が、参考にしたのは下関市の数字を参考にしたっていうふうに言われたんですよね。それがまずその根拠は何なのかということがすごい疑問だったので、1,500万円については了承できないというところでみんな一致して、まず下関市を参考にした根拠、そこがちょっと、全然理解できないというところで1,500万円については、ちょっと了承しかねるというところでは、会派として意見がありますので、そういったことも踏まえて、どの金額が当市ではこの辺の金額ならっていうところを、ここである程度決めていく必要があるんじゃないかなと思って、私たちの会派でもそういう財政規模の話は出ておりました。

長谷川知司副委員長 執行部から頂いた資料から見れば、下関市は大体1億5,000万円の10%で1,500万円。山口市が5%、萩市、下松市、長門市は2%なんですね。2%が軽易かということ、確かに2%であれば軽易かなと思いますが、ただ事業を進めるに当たって2%で果たして事業が進められるかなと考えたときに、やはり5%というのを認めたほうがいいんじゃないかなっていうのが、うちの会派ではありました。そういうことで、5%という数字も入れたらどうかっていうのがありました。

笹木慶之委員長 今、かなり具体的な話になってきましたが、それを今から深めていかざるを得ないというふうに思います。私の意見をちょっと言わせてもらいますが、私はこのことについてだけではなしに、先ほど行政規模、いわゆる財政規模の話が出ました。類団という話も出ました。ただ、行政実例を見てみますと、確かに、東京都の1,000万円とローカルの地方の1,000万円は違うんだという、軽易なという判断の中で、細かくは言いませんが、そういうようなものもありますから、財政規模ということやなしに行政規模、いわゆる自治体のスケールの大きい、こまいがありますが、その中とやっぱり軽易なっていうものはかなりリンクしている問題があると思うんですよね。だから、もちろんそれ

はそれだけで考えるんではありませんが、やはり頭の隅に置きながら物事を判断していくというのにも必要な措置かなと思います。今、河野委員が言われたように、執行部からあった下関市を参考にした提案のときも、やはり、あくまでもそう言い張ったような感じの説明があったので、ということだと思いますが、その辺りももう少し含めてやはり協議していくべきじゃないかなと。それと、もう一つは、やっぱり執行部との信頼関係。やっぱり現行の執行体制がしっかりしておいて、入札の業務がおろそかにならないのが最前提であって、その上での軽易なことになってくると思いますので。今日、ちょっと無理と思いますが、かなり議論が深まったのでもう一度持ち帰って、具体的な数字といいますが、根拠を持って次回臨んでいただきたいと思いますが、よろしゅうございますかね。

山田伸幸議員 先ほどから二つほど気になっております。一つは万全な体制というふうに言われましたが、この間、執行部の不手際等がいろいろ明らかになっている中で、本当に万全の体制というのが、私たちの考える万全な体制と執行部の考える万全の体制に大きくずれが出てきているのではないのか。本当にそれだけの人材がそろえられているのかという点で疑問があります。二つ目の疑問点として、どの程度180条の適用をしなくてはいけないような場面が出てきていたのか。その実例が示されていないというふうに思っておるんですが、そういったこともきちんと執行部は答えていっていかないと、議会として結論を出せないと思います。

笹木慶之委員長 はい、今そのような意見がございました。もちろんそれは、こういったことを乗り越えての話になりますからね。やっぱりそこはしっかりした対応は必要であろうと思います。

長谷川知司副委員長 今、山田委員が言われたことは、私も確かにちょっと確認すべきだとは思いますが。ただ、残念ながら、総務部長にしろ建設部長にしろ今年度で退職ということで、きちんと申し送りはされると思いま

すので、新年度になってすぐどういう形で万全な体制を取るかっていうのをきちんと具体的に聞く必要があると思います。

高松秀樹委員 今ね、山田議員が言われた実例については、議会運営委員会に資料が提示されております。平成29年5月臨時会から平成31年3月定例会まで、16回変更契約があったという資料が出されておりますので、執行部は全く資料出されないってということでもないのです、はい、その辺は御了承ください。

笹木慶之委員長 ほかには御意見ございませんでしょうか。そうしますと、今日、結論にはどうしても至らないということで、今日の議論を持ち帰って、もう1回具体論に置き換えて話をさせていただいて、次の委員会に臨んでいただきたい。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員 次の委員会ってというのは、いつやったですか。

笹木慶之委員長 いやいや、ちょっと、その件はまた調整します。

高松秀樹委員 いや、それがないと、会派でいつ話していいかというのがきちんと分からないので。

笹木慶之委員長 はい、まだその日程調整はまだできていません。

高松秀樹委員 本当ですか、それはだから早急に教えてください。

笹木慶之委員長 それでは、5番目の庁舎耐震工事に係る本会議場の場所及び議会中継方法についてを議題とします。

石田議会事務局次長 それでは5番の件ですが、この庁舎耐震の工事に伴いまして、来年度4月か5月ぐらいから議場の改修工事に入るということで、

当分の間、議場の使用ができません。それで、今、予定では5月臨時会から9月議会か12月議会ぐらいまで本会議場が使えない可能性がありますので、その間、別の場所で本会議を開く必要があります。それで、その場所として、大会議室で、ちょっと今の議場に比べると当然狭いわけですが、現状、本会議を大会議室で行うようにせざるを得ないかと思っております。それから、あわせて、議場では議会中継をしておりますが、議会中継を大会議室での議場で行うように考えてはおりますが、今の本会議場と同様の、議員個人がカメラでズームアップしたりという機器の付け替えとかがちょっと難しいですので、今考えておりますのは、委員会室で全体を定点カメラで撮影する形で議会の中継を行わざるを得ないかと考えております。そのような形で本会議の運営を行ってはおと考えております。詳細については、まだちょっと具体的な詰めができておりませんが、そういう形で考えております。以上です。

笹木慶之委員長 現在の状況の報告がございましたが、これに対する意見、要望もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

高松秀樹委員 工事しているんで、大会議室に移すのはしようがないと思うんですけど、今聞くと、12月定例会まで入るかもしれないっていう話なんですけど、これ、何かそもそも最初説明を受けたときは、9月はできますよっていう説明だったと思うんです。これ、石田次長を責めてもしようがないんですけど、ちょっとそこはよく議長も含めて申入れをさせていただきたいなあって思います。5月、6月、9月、12月がなくなるということですよ。いや、当初の説明と全く違うような状況ですよ。当初の説明と違うのはまだほかにもいっぱいあるんですけど、それは良しとして、ちょっと、どうですか。総務課でどういう話をされたのか僕は知らないんで…（発言する者あり）ああ、話がないんですか。ちょっと、初め聞いた話と違うんで、そこはお願いします。

笹木慶之委員長 確かに、当初の発言とかなり変わってきていますから、それ

を心配されたのは当然のことだとは思いますが、これは、まだ今出てないとしても、議会事務局のほうにこれに関する工程表のようなものってというのは出してもらえないのか。

石田議会事務局次長 工程表のほうを出していただくようにしたいと思います。

それと、先ほど高松委員から御指摘がありましたように、9月定例会までという話もありましたが、工程の関係で12月まで延びるかもしれないというような話でしたので、まだ確定的なことではないので、ひょっとしたら9月で終わるかもしれません。ちょっとそこは確認をさせていただきたいと思います。

笹木慶之委員長 だから、これは当然のことだけど、やっぱりいきなり資料を出してもらうんではなしに、こういう方向でというのはやっぱり議長のほうときちっとある一定の段階の話までされて、そして出してもらわんと。いきなり一緒にここでどんと見るというわけにならんと思うんですよ。だから、やっぱり議会側の要望も含めながら調整されて、最悪こうなるよと、おおむねこういう形の方向性にしようと思うと。そのとおりにならん場合もあります、それはね。だから、それをどうこう言うんじゃありませんが、何か示さんと、やっぱりなかなか皆さんの理解が得られないのかなと思ひまして、ひとつちょうど年度替わりで新しい人事体制になってきますが、そういった中で調整をされてもう少し詳しくきちっと話ができる状態まで持っていつてもらいたいと思います。今日は一応そういう状況を聞きおいたという程度でないと。そういうこといいですかね、取りあえずは。（「はい」と呼ぶ者あり）

山田伸幸議員 一番懸念しているのは、工期のこともそうなんですけど、音の問題です。これからいろんな工事がまだまだ残っているのだから、こういう状況の中で本会議を集中してできるかという問題です。委員会でもやはり中断した例もありますし、その辺のことをきちんとしておいていただきたいと思います。

笹木慶之委員長　これは、あくまで事前調整の中で、やっぱりきちっと申出し
ながらやっていただくほうがいいと思いますので、そういったことの見
見もあったことを踏まえて、調整していただいた工程の具体論を出して
もらいたいなというふうに思います。ということでよろしいですね。（「はい
」と呼ぶ者あり）じゃ、よろしく願い申し上げます。6番目に入ります。
杉本保喜議員の政治倫理規程違反事件に関わる陳情書についてという
ことでありますが、これにつきましては、御本人の委員会への御出席
を求めて、そして、そういった説明もしていただきました。ついては、
今私どものほうで預かっておりますのは、その後、杉本保喜議員が、こ
れに対してどのような対応をするかというところでもあります。前回の委
員会の中では、本人に出席をしていただいて、説明をしていただくとい
うことで、もちろん選択権は御本人にありますけれども、人権に関わる
問題で、こちらでいいじゃ悪いじゃってということじゃなしに、やっぱり
その意思を申し伝えるべきだということで、正副委員長に預かりおきま
した。で、私どものほうで調整した結果、御本人は出て説明をしたいと
いう申出がありました。ということで、つきましては、その日の日程を
決めたいと思いますが、その段階までよろしゅうございますでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、皆さんの意向っていうか御本人
の意向を踏まえてそういうこととしました。ところが、もう日にちが余
りないんです。ついては、もう日程が非常にタイトな中ですが、23日
の月曜日の10時を基本において、本人と話し合いをしたいと思いますが、
委員が良ければ、そのような方向性に決めたいと思いますが、よろしゅう
ございますか。（発言する者あり）皆さんが良ければね、10時が1
0時半でもそれは仕方ありませんが、よろしゅうございますか。（「はい」
と呼ぶ者あり）それでは10時半としましょう。だから、要は、ここに書
いてある参考人っちゅう言葉を使ってあるんですよ。参考人という形
の表現ではないということですから、対象議員といいますかそういう陳
情があって、そしてこういうことに対してこうこうだと言われたこと
に対して、御本人が来てそれに対しての自分の意見なり考え方、対応策、

どんなことが分かりませんが、それに対する対応をしたいということになります。この基本条例との関係でいいますと、参考人という言葉が使われておりますが、これは、私が見る範囲では会議規則の参考人というのは、公述人とかいう流れの中から出てきているんですよ。その場合には、議長が出席を求めるという形になっていますので。会議規則の60ページ。その流れの中の話やからね。

高松秀樹委員 委員長が言わんとするのは、杉本議員の意見を聞きたいと。その上で、参考人という考え方と、私が過去の議運で申しましたように、委員外議員という考え方があると。委員外議員のほうで来ていただいて彼の意見を聞こうということによろしいんですよ。

笹木慶之委員長 そうですね。というのが流れの中で強制権がないんですよ。だから、やはり御本人の意思に基づいてということでない、というふうにありますので、そのほうがいいかなと思っているわけです。ですが、中身は言われることも変わらないわけですけど、だから流れからするとそういうふうな形かなと思っていますので、その点について申し上げたわけです。よろしゅうございますか。

高松秀樹委員 確認しますが、委員外議員として委員会が呼び出すんですか。それとも、本人が委員外議員として出席したいという話になったんですか。そもそも、この委員会で杉本議員の話聞く必要があるよねっというこっちが主導だったはずなんですよ。それで、今ちょっと、委員長は、参考人には強制力はありませんからねって言われましたけど、実はそんなことは関係ないんですよ、参考人招致というのは。そうじゃなくて、こちらのほうとしては、主導を持って杉本議員に委員外議員として来てくれと。杉本議員が分かりましたっていうのであれば、それならそれでいいんですけど、そこのプロセスをもうちょっと説明してもらわないと、分かりづらいかと思います。

笹木慶之委員長 さきの委員会で、陳情者のほうからいろいろなお話がございました。それに対して、委員会でお諮りをして御本人の意見を聞く場を持ったかどうかということで、御本人に出ていただいて意見を聞きましようということを委員会で決めました。したがって、それを受けて御本人にその旨を伝えたところ、御本人は「出て説明します」ということになりました。ということです。（「委員外議員としてですか」と呼ぶ者あり）そうですね。という形の中で取り計らわせてもらうということです。

山田伸幸議員 陳情者のほうは参考人でしたですね。同等に扱うべきじゃないんですか。

笹木慶之委員長 それが、これを見られたらお分かりと思いますが、請願者及び陳情者の意見陳述というのがあるんですよね。22ページの議会基本条例第20条で、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。」とあります。それに基づいて出てきていただいて説明を受けたわけですね。その中で、次の新しい問題というのが付与されました。それに対して、いろいろ御本人がこうだという話がある中で、それをただ聞き置くだけじゃどうもならないから、それに対してその方の意見をできれば求めたいというのが前回の話だったと思います。だから、それを受けて、御本人に出てきていただいて、説明をされますかと。委員会とすればそうしてほしいということを言っておられますよということなわけですね。だから、これの続きがないんですよ、この中にはね。ということになる。ということで、出てきて説明していただくんだから全然問題ないわけだけれども、一応整理すればそういうふうになっているという形です。事務局、その点、いいですか。

石田議会事務局次長 確認ですが、参考人ではないということですか。

笹木慶之委員長 参考人とは、どれを根拠をもって参考人と言われるのかということなんです。この中に表現がないからね。

石田議会事務局次長 参考人…委員会条例には参考人を呼ぶ、参考人を呼ぶ場合はということでございますが、通常、考え方としては委員会にお呼びする場合は参考人、また、委員の場合は委員外議員という手法もございますが、それ以外にちょっと私は思い浮かばないです。

笹木慶之委員長 それでね、問題は、今、参考人ということの定義が、この中にないから、そうなんですよ。参考人とあるのはさっき言ったそこだけしかないものですから、これとは違うねということなんですよね。ちょっと、休憩しましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、ちょっと休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時24分 再開

笹木慶之委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。それで、先ほど申し上げた件についてちょっと事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

石田議会事務局次長 参考人というものですが、これは議会が本会議又は委員会において、地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときにお呼びして、これに応じて、本会議又は委員会に出席をして意見を述べるもののことを言うものです。これについては、議長から参考人をお呼びするわけですが、仮にこれに出席をされなくても、特に罰則等はありません。以上です。

笹木慶之委員長 そうしますと強制権はないと理解していいんですね。

石田議会事務局次長 はい、そのように認識しております。

笹木慶之委員長 この辺りが、私どもの委員会条例等の解釈の中で、今までちょっと整理されてなかったところがありますので、あえて整理をして、今話を申し上げたわけです。高松委員のほうからも話がありましたが、こういう形の流れの中で、やはり本人に説明の機会を与えたほうがよからうということが私ども委員会の意見でした。それに基づいて今進行しているということで、もちろん御本人は出席して発言をさせていただきますと、しますということですから、一応参考人として呼び出すという形で整理をしたいと思います。よろしゅうございますね。（「はい」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員 内容についてなんですが、樋口さんから出された陳情書もあるんですが、もう一つ、11月27日に中島さんから出された要望書の件もあると思います。そちらも同時にやられたらいかかと思いますが。

笹木慶之委員長 今、話がありましたが、流れからすれば当然のことだと思うんですよね。だから、前回のときには健康を害しておられて、そういう出席をしていただくことができなかつたということがありますので、今回については、当然それを含めての話になろうかとは思いますが、それについては、そのような形で、はい。

奥良秀委員 いや、今言われた言葉は、本人、杉本議員に委員長と副委員長は確認されていることなんでしょうか。今、伊場委員が言われた両方のことを説明しに来てくださいということと言われたんでしょうか。それとも、今回、樋口参考人から受けたことを説明してほしいということと言われたのか。どちらですか。

笹木慶之委員長 はい。私のほうからは、今までの流れの中でという言い方を

しています。

奥良秀委員 いや、今までの流れっていうのが、樋口参考人から言われたことなのか、それとも両方なのか。二つなのか一つなのか、ちょっとはつきりして言わないと、説明をされる杉本議員もやっぱり準備が大事だと思いますので、その辺はしっかり打合せをしていただきたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

笹木慶之委員長 いいですかね。私のほうは、前回のあれが終わったときにもそういうことを言われまして、説明される機会をどうですかと実は言っているわけです、もう既に。ところが、健康状態を損なわれて、そういう機会がなかったので、当然それを含めるというふうに思っていますが、今言われたことを含めて、本人には、もう一度きちっと言っておきたいと思います。

河野朋子委員 今度、杉本議員にいろいろお話を聞くんですけど、前回、参考人の樋口さんと呼んだときの議運の議事録のほうは、もうできているのでしょうか。事務局に確認させてください。

石田議会事務局次長 ただいま作成中と思います。早急に作成をして委員の方々にお配りをしたいと思います。

伊場勇委員 では、3月23日の議運は、この樋口さんから出された杉本保喜議員が政治倫理規程違反事件に関わる陳情書と中島さんの要望書何とか何とかの要望書についてという二つの項目が入るということですね。

笹木慶之委員長 そういうふうに受け止めています。

高松秀樹委員 今からの手続の話をされていると思うんですけど、参考人招致が議運で議決をされたと思いますので、今後は、本人に対してこれとこ

れについての参考人招致ですという話を恐らくされるだけだと思っ
す。来られるか来られないは本人の自由というふうに捉えていますが、
間違いはないですよ。

笹木慶之委員長 そうですね。本件はよろしゅうございますか。(「はい」と呼
ぶ者あり)それでは7番の6月定例会…

石田議会事務局次長 申し訳ございません。それと先ほどの5番の、庁舎耐震
工事に係る本会議場の関係ですが、今回の一般会計予算決算常任委員会
の資料の中に庁舎の工事の工程表が入っておりました。すいません。先
ほど頂いてないと申しましたがその中に入っておまして、議場の内装
工事につきましては、11月の月上旬までが工事期間となっておりますの
で、12月は議場が行われると見込んでおります。以上です。

奥良秀委員 それが予定どおりか、是非、確認だけはよろしくお願いします。

長谷川知司副委員長 検査がありますからね、その期間もありますから、よく
執行部と確認しておいてください。

笹木慶之委員長 ちょっと本論に戻りますよ。それでは、7番の6月定例会日
程案について、資料3を御覧いただきたいと思います。事務局の説明を
求めます。

原田議会事務局書記 令和2年第2回6月定例会の日程案を資料3のほうにお
示ししております。6月10日の水曜日を本会議初日としまして、です
ので1週間前が告示日となりますので、3日の水曜日が告示、翌日4日
が一般質問の通告締切り、5日の金曜日が議会運営委員会になっており
ます。戻りまして、先ほど石田次長のほうからも話がありましたが、ち
ょっと本会議場は改装工事に入りますが、委員会室のほうは特に中の内
装工事等をするわけではありませぬので、一応、騒音とか振動とかの間

題があり、ちょっとどうなるか分からないんですが、一応、2委員会室は使えるということですので、通例どおり2委員会室同時に行うということで、11日2委員会・分科会、12日金曜日に委員会・分科会で、15日月曜日を委員会予備日としております。16日火曜日から土日を挟みまして22日月曜日を一般質問ということで5日間の日程を取っております。23日火曜日の休会を挟みまして、24日水曜日を一般会計予算決算常任委員会、25日木曜日を議事整理日で休会にしまして、26日の金曜日、本会議最終日になっております。以上です。

笹木慶之委員長 日程案が示されましたが、御質疑ございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、そのとおりにお願いしたいと思います。それでは、最後その他についてですが、どなたかございましたら。

原田議会事務局書記 全員協議会の開催ということで、本日3月19日木曜日の一般会計予算決算常任委員会の終了後、全員協議会を開催しまして、議運決定事項の報告を行っていただきたいと思います。以上です。

笹木慶之委員長 ただいま、本日の全員協議会の開催について御案内がございました。御異議ございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、そのようにお願いしたいと思います。ほかには。

奥良秀委員 一つだけ議運の委員長に確認したいんですが、先だって3月の定例会の前に、議運の中で説明していただいた国旗の件なんですが、その後、会派代表者会議が開かれたという話を聞いておりますが、その後、委員長のほうに国旗の件に関してどういうふうにするかっていう相談や意見等はあったでしょうか。

笹木慶之委員長 その後、会派代表者が集まった、話合いの中身についての報告というか協議というか、それはまだ議長からは受けておりません。

奥良秀委員 議長一任ということが議運で決まっていますので、その辺も、やはり委員長としては、きちんとどういうふうになっているかっていうのは、打合せをしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

笹木慶之委員長 この間の代表者会議の内容も含めて、確認はさせていただきたいと思います。

伊場勇委員 議員の厚生年金のことについてなんですけど、他議会ではいろいろ協議が進んでいると耳にするんですが、山陽小野田市において、厚生年金について、去年は何か少し議論があったかなというふうに思うんですけれども、この件については、今からどういうふうに進めていくのかなと思ひまして。いかがでしょうか。

笹木慶之委員長 どのように進めていくということなんですが、委員の皆さんにはその旨の通知が見ておられますよね。それについての取りまとめをしていかなくちやならんと思います。ですから、その段階に来ていると思います。だから会議の中でしっかり議論していただいて、それをこっちのほうに出していただきたいということで、もちろんそれ以外にも委員外議員さんもおられますから、委員外議員というのは無会派の人もおられますから、そういったことも含めてですが、まず先に出していただくことには話にならんと思いますが、やはり、もうその時期に来ていると思いますから、出していただくように、むしろお願いしたいと思います。

奥良秀委員 もう一つ、先ほどの国旗の件なんですけど、これももうかなりの時間が掛かっています、代表者会議の中で会派の代表からの話では、もう一度議員のほうに、どういうふうな方向性なのかっていう話を聞けという話があったらしいので、もうその辺は全て話が済んでいる段階だと思いますので、早急に、念押ししますがよろしくをお願いします。

笹木慶之委員長 今の意見を踏まえて、議長と協議をいたします。それから、さっき伊場委員からあった議員の厚生年金の問題については、ひとつ皆様の会派の中の考え方をまとめて、次回の議題、次回というか、これから決めていく中での議題としたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ほかによろしゅうございませうか。はい、大変長時間ありがとうございました。大変、内容の濃い委員会であつたと思ひますが、これからもしつかり審議をしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。はい、ありがとうございました。

午前11時38分 散会

令和2年（2020年）3月19日

議会運営委員長 笹木慶之